

声 明

福島県立大野病院・産婦人科医師の逮捕について

今回、お亡くなりになられた患者さんのご冥福をお祈りいたしますと共に、ご遺族の皆様方に心から哀悼の意を表します。

去る平成16年2月、福島県立大野病院で帝王切開手術を受けた女性が亡くなったことに関し、手術を担当した医師が業務上過失致死および医師法第21条違反（異状死体等届出義務違反）の疑いで逮捕・拘留・起訴されました。

この事件は、司法・検察の異例の動きに対し全国の会員はじめ、医療に携わる医師、特に救急医療関係者にも多大の衝撃と波紋を投げかけております。

本件は、癒着胎盤で帝王切開した女性が術中出血多量で死亡した事件であり、すでに福島県の事故調査委員会で調査が行なわれておりますが、過誤や事故であるか否かはしばしば判断自体が難しい事柄であります。1年後の平成18年2月18日に突然の逮捕、拘留であり、3月10日起訴されたもので、逃亡の恐れのない本人にとって無念さは測り知れないものがあつたと思われまふ。

日本産婦人科学会・日本産婦人科医会はじめ、多くの産婦人科医も大出血の原因となつた癒着胎盤の予測は極めて困難であり、不幸な事故ではあつても、過失とまでは判断できないとの意見を表明しております。判断には多大な時間と手間が必要であることがあります。

しかし、近年、医療事故や医療過誤に対し厳しい目が向けられる中で、医師の業務である医療行為を警察への通報対象とする傾向があり、この場合の24時間以内という制限は非常に大きな問題を含んでいます。

一般の犯罪捜査と同じように捜査当局が捜査権を行使して直接介入してくることになれば医療現場は混乱し、医師法第21条が幅広く適用され捜査当局が介入してくる現行の法体系について、異状死の定義・解釈も含めた法の整備が早急になされなければ、医師の不安は増大し、結果として防衛的医療、消極的医療になり患者さんの不利益にもなりかねません。

私共といたしましても、医師が安心して医療ができ、国民も安心して医療が受けられる環境づくりを図って頂くことを切に切望するものであります。

平成18年4月28日

第262回熊本県医師会定例代議員会
熊 本 県 医 師 会
日本産婦人科医会熊本県支部